

## 第1節 神奈川県におけるNPO支援施策の概要

### 1 ボランティア活動推進の考え方

古都鎌倉や開国の地・横浜など、バラエティに富んだ歴史・文化に育まれた都市環境や、箱根や丹沢などの豊かな自然環境に恵まれた神奈川県では、環境保全、福祉や教育、国際貢献など様々な分野で、ボランティア活動や市民団体の活動が早くから活発に行われてきた。県は、こうした県民の自発的な活動が、地域の様々な課題を解決する上で、今後、ますます重要性を増すものと考え、ボランティア活動の促進に積極的に取り組んできた。

まず、最初に取り組んだことは、ボランティア団体等の活動の拠点、情報提供の拠点となる「場」の提供である。1995年1月に発生した阪神・淡路大震災におけるボランティアの活躍は、市民活動の重要性に対する認識が社会全体に広がる契機となったが、この機をとらえて県は、1996年4月に、全国に先駆けて、公設公営の市民活動支援拠点施設である「かながわ県民活動サポートセンター」を設置した。

その後、1998年12月に「特定非営利活動促進法」が成立し、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する非営利の活動（すなわち、ボランティア活動、または、NPO活動）を行う団体が法人格を得て、より社会的な活動をひろげることとなっていった。ちなみに、施行から12年を経た2010年12月現在、神奈川県認証のNPO法人数は、2,600団体を超え、県内各所で様々な活動を展開している。

そうした活動が、拡大・多様化する県民ニーズに対して重要な役割を果たしているとの認識に立ち、2001年には「かながわボランティア活動推進指針」を策定するとともに、この指針に基づく施策を継続的、かつ安定的に推進していくために、2001年4月「かながわボランティア活動推進基金21」を設置し、資金面でも県民のボランティア活動を支えていくこととした。

さらに、活動に携わる人材を育成していくため、県民の新たな学びの場を創設することとし、2006年からの試行を経て、2009年度に「かながわコミュニティカレッジ」を本格開設した。

### 2 協働型社会の実現に向けた取組

拡大し多様化する県民ニーズにきめ細かく応え、活力ある地域社会や生きがいのある暮らしを創造していくためには、ボランティア活動への支援にとどまらず、ボランティア団体等と県とが協働し、各々の特性や資源を活かしあって事業に取り組むことが重要である。そのため、県の総合計画である「神奈川力構想」にも「多様な主体が公共を担う協働型社会の実現」を掲げ、協働の取組を推進している。

ボランティア団体等と県との協働の取組を推進する具体的な仕組みとしては、ボランティア団体等が県に提案する協働事業に対して資金を提供する「かながわボランティア活動推進基金21」の「協働事業負担金」と、県が課題と認識している事項についてボランティア団体等との協働により解決を図る「県提案型協働事業」の二つがある。これらの仕組みを用いるなどして推進して

きた協働事業の実績を踏まえて、2010年4月には「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」を施行した。

### 3 ボランティア活動の拠点 かながわ県民活動サポートセンター

「かながわ県民活動サポートセンター」は、横浜駅西口近くの「かながわ県民センター」内という交通至便な場所におかれ、朝の9時から夜の10時まで、年中無休（12月29日～1月3日・施設点検日を除く）でボランティア活動・交流のスペースとして開放されており、年間約40万人の県民に利用されている。

同センターには、ボランティア活動のための場として、ボランティア団体が打合せや作業のため自由に利用することができる無料のボランティアサロンが設置されている他、有料のボランティア活動専用のミーティングルームを備え、併せて、印刷機等を設置したワーキングコーナーや活動に必要な物品等の保管に利用できるロッカー、団体のメンバー同士の情報交換、郵便物・ファックスの受取り、他の利用団体へPR用チラシ等の配布にも利用できるレターケースも設置されている。

情報コーナーでは、ボランティア活動に関連した図書や会報等の閲覧・貸出しやインターネットを利用した情報検索ができ、相談コーナーでは、経験豊富なアドバイザーが、団体の運営や個人の活動に関する相談に応じている。

また、協働・連携の取組を支援するため、ボランティア団体等と県の関係機関が協議を行うためのパートナーシップルームの提供の他、他の団体等と連携して地域課題に取り組むボランティア活動団体を支援するネットワークづくり支援事業などを実施している。

このほか、同センターは、「かながわボランティア活動推進基金21」事業及び「かながわコミュニティカレッジ」事業も所管して、ボランティア活動への支援を行っている。

現在、神奈川県内には、公設のものだけで42か所のボランティア活動支援施設が設置されているが、「かながわ県民活動サポートセンター」は、県内市町の施設職員を対象とした会議やセミナーの開催などを通じて、様々な課題を検討する機会や職員の育成の機会をつくり、地域の活動支援施設として、各県内支援施設とのネットワークづくりの役割も担っている。

### 4 ボランティア活動の資金の支援 かながわボランティア活動推進基金21

かながわボランティア活動推進基金21は、公益を目的とする事業に自主的に取り組むボランティア団体等の活動を資金面から支援するため、2001年に県の出資により条例設置した基金で、その総額は、2009年度末現在、約107億円となっている。

その事業は、基金の運用益（約1億1,000万円/年）を活用して、協働事業負担金、ボランティア活動補助金、ボランティア活動奨励賞の三つを実施している。

#### (1) 協働事業負担金

県及びボランティア団体等が協働して行う公益を目的とする事業に対する負担

#### (2) ボランティア活動補助金

ボランティア団体等が行う公益を目的とする事業に対する補助

### (3) ボランティア活動奨励賞

#### ボランティア団体等に対する表彰

基金という独自の財源による事業として、予算状況等に大きく左右されることなく、安定的・継続的にボランティア活動支援が行われることとなる。

また、前記三つのいずれの事業においても、特定の分野に限定することなく県民の幅広いニーズに対応した活動を支援し、対象事業の選考、決定にあたっては、

- ① 事業の提案・応募は、ボランティア団体等から行われること、
- ② 事業の選考は、行政を含まない第三者機関である「神奈川県ボランティア活動推進基金審査会」によって、公平性と透明性を担保するよう行われること、

とされており、応募から選考までの過程を、県民の目線で行う仕組みとなっている。

### (1) 協働事業負担金

協働事業負担金は、地域社会にとって必要な公益的事業のうち、ボランティア団体等と県とが対等なパートナーシップを組んで行うことにより一層の効果が期待できる事業を対象としている。具体的には、地域社会の課題に対してボランティア団体等と県が共通認識をもち、それぞれの役割を認識しあい連携して行う事業で、次のような事業を想定している。

- ・ ボランティア団体等と県の両者が、資金又は労力の提供だけではない、様々な役割を果たさなければ、単独では実施できない事業
- ・ 各々の役割を果たすことにより、単独で行うよりも一層の効果が期待できる事業
- ・ 地域社会の課題に対して、ボランティア団体等が先駆的に取り組んでいる事業
- ・ 行政のシステム上、県としてはすぐに本格的な実施はできないが、地域社会にとって必要な公益事業であり、ボランティア団体等と県が協力して実験的な実施が求められる事業

ボランティア団体等から提案され、「ボランティア活動推進基金審査会」の審査を経て選考された事業は、最長5年間にわたり、年間1,000万円を上限として、その経費について県（基金）から負担金が交付される。

実施にあたっては、ボランティア団体等と県は対等な立場で協議を重ね、基本的なスタンス、役割分担を明らかにした協定書を締結した上で、協働して事業を行う。

これまで、協働事業負担金を活用して取り組んできた事業は28事業に及ぶ。

例えば、国際協力の「医療通訳派遣システム構築事業」は、日本語を母語としない外国籍患者が安心してスムーズに診察を受けられるような医療通訳派遣システムの構築を行い、制度として活用できるようにするというものである。事業の実施における役割分担としては、通訳の人材に関してはNPO法人が担い、そうした通訳の病院への受入をスムーズにする身分証明書の発行等の仕組みづくりについては県が役割を担って事業を実施した。双方の得意な分野を組み合わせる相乗効果を発揮したものであり、基金21による5年間の事業実施後は、県の施策に位置づけられ、現在も協働事業として実施されている。

### (2) ボランティア活動補助金

ボランティア活動補助金は、ボランティア団体等が地域社会の抱える課題解決に自発的に取り組む事業や、社会システムの改革を目指してチャレンジする事業を立ち上げたり、新たな展開を図ろうとするものに対して、事業費の2分の1以下で200万円を上限に、期間を3年以内とし

て補助金を交付するものである。

これまでに、「横浜寿町地区近郊に住む生活保護受給者、路上生活者の医・衣・食・住にわたるセーフティネットの整備、及び自立自援できる環境作りの為の事業（特定非営利活動法人さなぎ達）」や「高大産連携による進路指導プログラムの開発・普及事業（特定非営利活動法人NPOカタリバ）」など、38事業が補助を受けている。

### （3）ボランティア活動奨励賞

ボランティア活動奨励賞は、他のモデルとなるような実践的な活動で、地域社会への貢献度が高く、今後さらに継続発展が期待できる活動に自主的に取り組んでいる団体等を表彰するもので、副賞として賞金（団体100万円、個人50万円を限度）が交付される。

2009年度までに43団体2個人が受賞しており、受賞後は、メディアに取り上げられるなど、広く活動が認知される機会となっている。ボランティア団体等が行う公益的な活動が社会にきちんと位置づけられていくために、こうした顕彰と公表の機会が欠かせないものと考えて行っているものである。

## 5 県が提案する協働事業「県提案型協働事業」

基金21による協働事業負担金が、ボランティア団体等からの提案に基づくものであるのに対し、県からの提案によるボランティア団体等との協働事業を進める制度として「県提案型協働事業」を実施している。

これは、県が課題であると認識している事項で、ボランティア団体等との協働で取り組むことによってより効果的な解決が期待できる事業を県から提示し、ボランティア団体等に事業計画の公募を行って事業化するものであり、ボランティア団体等との「協働の文化」を県庁に普及させることもねらいとして2005年度より開始した。県庁内の各担当部局の発意や創意を引き出し、主体的な取組を促していこうとする点が大きな特徴である。

これまで、「学校とフリースクール等との連携推進事業」や「商店街にぎわいサポーター育成事業」など、32事業が実施されている。

## 6 地域人材の育成 「かながわコミュニティカレッジ」

「かながわコミュニティカレッジ」では、「県民の新たな学びの場」として、地域の課題解決や活性化に向けた活動を行うボランティアやボランティア団体等の人材を育成するため、様々な講座を開催している。

具体的には、主に「子ども支援者養成講座」や「観光ボランティアガイド養成講座」など幅広いボランティアを養成する講座や、「NPOスタートアップ講座」や「NPOマネジメント講座」などボランティア団体の立ち上げや運営を支援する講座など、年間30程度の講座がNPO等の協力を得て実施されており、地域での活動に必要な知識や技術を数か月かけてじっくり体系的に学べるものとなっている。

さらに、講座の実施に加えて、ボランティア団体の紹介や活動の紹介など、学んだことを実際

の活動につなげていくための相談や情報提供にも取り組んでいる。

こうした取組を通じて、コミュニティカレッジの講座を終了した人たちが、県内各地においてボランティア活動を実践する人材として育っていくことも目指している。

## 7 協働型社会に向けて 「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」

子育て・介護・まちづくりなど、私たちの暮らす地域の様々な課題を解決し、公的サービスの充実を図る上で、地域で活動する県民やNPO、企業、行政など様々な主体による協働・連携の取組が重要になってきている。これらの主体がそれぞれの強みを活かして効果的に課題解決にあたるためには、課題に対する共通理解を持ち、互いに対等の立場で協働の取組を進めることが大切であり、来るべき協働型社会の実現に向けては、その基盤として、協働の取組を進めるための基本ルールを確立する必要がある。

イギリスでは、「コンパクト」といって、非営利団体と政府との間で、団体の役割と独立性を積極的に評価し、それぞれの役割分担や約束事を定めた合意文書を締結している。社会環境が異なり、同じ仕組みは困難であることから、神奈川県では、それまでの協働事業の実績を踏まえ、ボランティア団体等と行政との間に対等な責任ある関係を構築するためのルールを検討し、協働型社会づくりの基盤となる条例として、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」を2010年4月から施行した。

### (1) 条例の3つの特徴

この条例の特徴の一つ目は、ボランティア団体等と県との協働に焦点を当てたことである。これは、個々の課題に密接、自発的に関わっているボランティア団体等と県が協働することが、協働型社会づくりに向けて最も効果的であるとの考えからである。

二つ目は、協働事業に関する協定の締結等のルールを規定したことである。このルールとは、協働事業を行うにあたり、ボランティア団体等と県が、課題の認識やそれぞれの役割分担について対等に協議した上で事業内容を決め、それを協定として締結してから事業をともに実施すること、そして、終わった後は相互に評価を行い、それを県民に公開することなどであり、ボランティア団体等と県との自律した対等な関係の保持や県民に対する公開性を確保しようとしているものである。

三つ目は、神奈川県がこれまで先進的に取り組んできた施策を位置づけたことである。これまで述べてきたものを含め、これまでの様々な施策をより安定的・継続的に行うこととなる。

### (2) 目指すすがた

この条例に基づき、ボランティア活動がますます活発になり、さらに、そのボランティア団体等を核として、企業や大学なども含めた多様な主体が互いに協働・連携して公共を担う取組が広がることにより、協働型社会の実現を目指している。

## 8 これからの新たな取組—寄附税制の検討

これからの社会には、ボランティア団体等の活躍がさらに望まれるところであるが、県内のNPO法人を対象に実施した調査では、多くの団体が資金不足のため活動に困難を感じていることが明らかとなった。NPOの活動を支える資金には、寄附・会費、事業収入、補助・助成などがあるが、収入がこれらによりバランスよく構成されていることがNPOの運営においては大事であるといわれている。

また、寄附は、市民が支持をした活動に対する自発的な資金提供であることから、NPO法人にとっては、その活動に対する社会的な評価という重要な意味をもっている。

こうしたNPO法人への寄附を促進するために行政が取り得る施策としては、NPO法人に対する寄附に関して、なんらかのインセンティブを付与することであり、その手法として、寄附を行った者について、税制上の優遇措置を講じることが効果的と考えられる。

現在、NPO法人に対する寄附金への税制優遇が認められているのは、国税庁が認める「認定NPO法人」に対してだけであるが、2010年12月現在、この認定NPO法人は、全国約4万あるNPO法人の内でも188法人、神奈川県認証の約2,600法人の内でも11法人（県認証）に過ぎず、ごく少数に限られている。

これをもう少し広げて、県独自で税を軽減するような制度を構築できれば、財政基盤がより確立されて活動が活発になるのではないかと考え、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」に、ボランティア活動の促進のための施策として、NPOの基盤強化につながる「ボランティア活動に関する税制度等の環境整備に努めること」を位置づけた。

一方、政府の税制調査会では、2011年度税制改正に向けて、市民公益税制（NPO法人をはじめとする、市民が参加する様々な「新しい公共」の担い手を支える環境を税制面から支援するもの）の拡充の方針を示し、2010年12月20日には税制改正大綱が閣議決定された。2011年2月現在、法案が国会で議論されているところであり、NPO法人に対する寄附に関わる税制の改革が大きく進展することが期待されている。

神奈川県では、こうした動きも受けて、地域課題の解決に貢献するNPO法人の活動を支える県民の寄附を促す仕組みの構築に向けて、2010年12月に「NPO法人に対する寄附促進の仕組みづくりに関する検討委員会」を設置し、NPO法人に対する寄附税制に関する考え方や、寄附金控除の対象とすべきNPO法人の範囲や指定の考え方等について検討を始めている。

## 9 さらなる発展へ

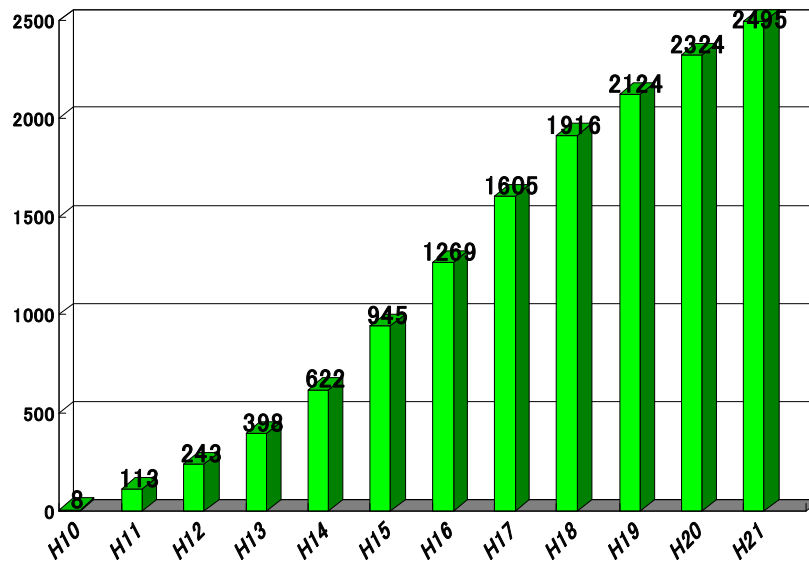
神奈川県は、ボランティア活動を推進するため、活動の拠点となる場の提供、資金面からの支援、人材の育成など、様々な取組を全国に先駆けて進めてきた。こうした行政による支援にとどまらず、今後は県民一人ひとりがNPOを支える寄附を促進するための仕組みづくりなど、民が民を支える環境整備を進め、地域をともに支え、ともに創る協働型社会・神奈川の実現に向けて取り組んでいくこととしている。



■図表 1 神奈川県におけるボランティア活動推進施策の取組経過

年 月	取 組 状 況
1996年4月	「かながわ県民活動サポートセンター」を設置し、活動の場や情報の提供を開始
8月	同サポートセンターに、ボランティア相談を行うアドバイザーを配置
1997年3月	かながわ新総合計画21の重点プロジェクトに「ボランティア活動推進のしくみづくり」を位置づけ
1999年3月	無償性を基本とするボランティア活動だけでなく、県民の非営利で社会に貢献する活動と行政との係わり方の基本的な方向を示す「県民活動と行政の協働方策に関する報告書」を作成
2000年3月	かながわ新総合計画21の改定重点プロジェクトに「市民活動促進のしくみづくり」を位置づけ
2000年度	「かながわボランティア活動推進指針」を策定
2001年4月	「かながわボランティア活動推進基金21条例」を施行（基金総額約104億円）。サポートセンターのパートナーシップルームが本格稼働
2002年6月	「かながわボランティア活動推進基金21協働会議」（NPO、審査会・幹事会、県）及び「ボランティア団体との協働推進会議」（庁内）を設置
2004年3月	神奈川力構想・プロジェクト51に「ボランティア活動の推進」を位置づけ
10月	「NPO等との協働推進指針」を策定
2005年4月	県民部県民総務課内に「NPO協働推進室」を設置 「県提案型協働事業」を開始
同 年 8月	NPO等と神奈川県との協働推進会議（かながわ協働推進会議）設置 (~2010.3)
2006年10月	「かながわコミュニティカレッジ」試行開始。 「NPO等と企業との協働推進に関する検討委員会」の設置(~2008.3.31)
2007年8月	かながわ協働推進会議の下に「県民パートナーシップ条例（仮称）検討部会」を設置（~2010.3）
2008年3月	「NPO等と企業との協働のための環境整備の方策に関する提言～『多様な主体が担う公共』を目指して～」を知事に提出
2008年4月	NPO協働推進課を設置（県民部県民総務課NPO協働推進室の改組）
2009年3月	「県民パートナーシップ条例（仮称）に関する検討報告書」取りまとめ
2009年4月	「かながわコミュニティカレッジ」本格開設 NPO協働推進課にコミュニティカレッジ班を新設 「神奈川の協働を推進する県民会議」を設置（~2010.3） NPO法人認証事務を横浜市・川崎市・相模原市へ移譲
2010年4月	「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」の施行
7月	多様な主体による「かながわ協働推進協議会」を設置
12月	「NPO法人に対する寄附促進の仕組みづくりに関する検討委員会」を設置

■図表2 神奈川県認証 特定非営利活動法人(NPO法人)数の推移



■図表3 「ボランティア活動推進基金21 協働事業負担金」と「県提案型協働事業」の比較

事業名	ボランティア活動推進基金21 協働事業負担金	県提案型協働事業
概要	ボランティア団体等からの提案による協働事業で、地域社会にとって必要な公益的事業であって、県とボランティア団体等が対等な立場でパートナーシップを組んで行えば、相乗効果が期待できると考えられる事業に対し、負担を行う	県が課題として認識している事項について、ボランティア団体等との協働により解決を図る事業で、県からの提案により実施
財源	基金の運用益（2009年度の基金残高約107億円）	一般財源
事業あたりの額と期間	1事業あたりの額 上限1,000万円 期間 最長5年	1事業あたりの額 上限500万円 期間 最長2年 (2009年度以降は1年)
募集	ボランティア団体等から、県との協働事業の提案を公募	県（実施部局）から、ボランティア団体等に協働事業の概要を提示し、具体的な事業計画を公募
選考	「神奈川県ボランティア活動推進基金審査会」（附属機関）が応募のあった協働事業の提案について知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を知事に報告。知事は、報告を踏まえて対象事業を決定	実施部局の設置する外部委員を含めた選考委員会が応募のあった事業計画を審査。実施部局は、選考委員会の審査を踏まえ、事業を実施するボランティア団体等を決定



■図表4 かながわコミュニティカレッジで実施している主な講座

	ボランティア養成	団体運営等の支援
講座名	子ども支援者養成講座 病院ボランティア養成講座 くらしの足を支える移動サービスボランティア養成講座 環境ボランティア養成講座 犯罪被害者支援ボランティア養成講座 災害救援ボランティアコーディネーター養成講座 観光ボランティアガイド養成講座	NPOスタートアップ講座 NPOマネジメント講座 相談・苦情の現場対応力アップ講座 社会企業／コミュニティビジネス実践講座 ファンドレイジング講座 メール相談への対応力養成講座

※各講座とも週1回のペースで講義を実施  
1回あたりの講義は、90分～180分程度

■図表5 ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例 概念図

